

令和 8 年度第 1 回横須賀市市民協働審議会 議事概要

日時：令和 8 年（2026 年）6 月 26 日（金）

14 時～16 時

場所：災害対策本部室

【出席委員】 志村委員、手塚委員、岩堀委員、小串委員、工藤委員、小山委員、
佐野委員、田中委員、富野委員、中島委員

【欠席委員】 原委員

【事務局】 地域支援部 島内部長、地域コミュニティ支援課 荒井課長、堀井主査、
加藤主任、松本主任

【傍聴者】 1 名

<配付資料>

- 資料 1－1 市民協働推進補助金の募集案内の改定について
- 資料 1－2 市民協働推進補助金令和 9 年度募集案内(改定案)
- 資料 1－3 市民協働推進補助金令和 8 年度募集案内
- 資料 2 市民協働推進補助金・市民協働モデル事業 令和 7 年度活動報告会概要
- 資料 3－1 特定非営利活動法人補助金制度について【非公開】
- 資料 3－2 「特定非営利活動法人補助金」交付決定までの流れ【非公開】
- 資料 3－3 特定非営利活動法人補助金 事前審査結果一覧・本審査結果記入用紙【非公開】
- 資料 3－4 令和 8 年度 特定非営利活動法人補助金 応募書類【非公開】
- 資料 3－5 令和 8 年度 特定非営利活動法人補助金応募企画に対する関係課の参考意見一覧【非公開】
- 参考資料 令和 8 年度 特定非営利活動法人補助金事前確認事項に対する回答一覧【非公開】

<議事内容>

1 開 会

会議の成立。（委員 11 名中、10 名出席のため、会議は成立。）

会議資料の確認。

審議事項「特定非営利活動法人補助金の審査について」は、審議会意思決定の中立性及び公正な審議を確保するため、情報公開条例の規定に基づき非公開とすることについて、出席した全委員の承認を得て決定。

2 委員の委嘱

新たに委嘱された田中委員へ、島内部長から委嘱状を手交した。

3 諮問

島内部長から、市民協働審議会委員長（志村 直愛氏）に諮問書を手交した。

4 協議事項

市民協働推進補助金の募集案内の改定について

事務局 （資料 1－1～1－3 を説明）

委員長 市民協働推進補助金は、この制度の前進から考えるともう 20 年以上続いている補助制度であり、その間多くの団体の活動の支援を行ってきた。応募団体は活動の規模や経験などさまざまで、補助金の審査に関する書類をそもそも作成するのも初めて、という団体も沢山ある。

今回の改正の趣旨としては、前回の審議会でもいただいたご意見を踏まえ、募集案内に手を加え、審査申込書の書類が作成しやすいように、また、審査する我々にとってもわかりやすい書類になるようにしていくというものである。いただいたご意見の反映状況をご確認いただき、新たな気づきなどあればご意見をお願いしたい。

委員 資料 1－1 の、見直し案（2）他団体における申込状況について、申込者による自己申告を求める旨の追記は、おそらく今までにいろいろな事案がありこのように落とし込んだのかと思うが、この補助金の申込主体は団体であり、過去に別の団体名義で交付を受けたかどうかというのは、代表者が同一の他団体（別事業）ということか。それとも、代表・事業が同一で他団体として交付されたことを想定してのことか。この部分の意図がわからなかったので説明をお願いしたい。

もう 1 点、21 頁のチェックリストにある、「事業実施にあたって」の部分については、語尾が「～把握している」「～する必要がある」となっているが、他のチェックポイントと語尾が揃っておらず、わかりにくい。

申請者がきちんとルールを把握しているかという意味合いのチェックかと思うが、提出物のチェックリストとしては「必須である」という文章にチェックというのは違和感がある。

事務局 （2）については、前回の審査申し込みで、同じ代表者で複数団体からの申込があり、対応について議論になった。内容としては、たまたま代表者

は同一であるが、別団体で、全く別の事業となっているので審査を進めた。同じようなケースの申込が今後あった場合に、事務局としては代表や団体の状況、活動などを、細かく聞き取ったうえで委員の皆さまの審査に繋げていけたらと考えている。

セルフチェックリストの項目の書き方については、こちらの意図がうまく伝わるよう、もう少し考えていきたい。

委員 同じ代表者の方から同時に2団体・別事業の申請があり、審査にあたり違和感があったという経緯か。改定案ではこのように申告していただき審査申込の背景も含めて審査へ繋げていくという趣旨だということ、理解した。同じ代表者とはいえ、別団体・別事業なので、同時に審査申込があれば違和感があるかもしれないが、長いスパンで考えると市民活動に活発に取り組む方が、別団体の代表になるというケースはよくある。そのように活発に活動されている方が対象にならなくなってしまうのは、市全体で捉えた際に市民協働を促進することの足かせになってしまうのではないか。

逆に捉え、悪意を持って資金集めだけ目的とする場合、3回の限度が終わったら代表名だけ付け替えて再度申請する可能性もあるかもしれない。

委員長 このケースは、同じ代表者が別団体・別事業でそれぞれ応募があったので、一度に両方大丈夫なのか、という意見があったかと思う。

性悪説で捉え禁止とするのではなく、状況を把握させていただき、きちんと事業を遂行できるのかも含め審査を進めたいということである。

委員 複数応募はそもそも不正なのか、というような議論になってくるかもしれないが、ひとつの団体が複数事業を打ち出すことはよくある。

活発に活動に励む方は、だいたい複数の事業を行っていたり、複数の団体を運営する。それをどう理解するかは分かれるのかと思う。

応募案内に書いてあるのは、違う団体でも代表者が同一というケースかもしれないが、活動内容が同一で、団体名のみ違う、というケースもでてくるかもしれない。ケースによって対応は違ってくるし、考え方としては性善説で捉えるのかと思うが、同時期に性質や団体名が一致する団体からの申請があった時の場合はあらかじめ対応を考えておいた方が良いかと思う。

代表者やメンバーが同一であっても、別団体なら規約が違い活動内容も異なるので、確認できるはずである。また、同一団体名・同一代表者で申請が2事業出てきた場合についても、同じように想定しておく方が良いかもしれない。

また、団体名義という言葉がでてきているが、普段の生活であまり使わない表現なので、「団体名」という表現が良いかと思う。

委員 この補助金の上限は 50 万円だが、意図的に 2 つの団体に分けて申請し、両方通れば交付の上限が 100 万円になる。一方で、2 種類の事業を抱える内容であっても申請が 1 団体として 1 件なら、交付の上限額は 50 万円である。その部分の上限規制というか、やり方によって多く貰えるという情報が流れてしまうことを危惧して、前回の審議会では意見を述べさせていただいた。

また別のケースでは、1 団体で 5 種類くらいの、複数事業を行うといった内容のものもあり、本当にやりきれんのかという議論が委員間でもあったかと思う。性悪説的な考えになるかもしれないが、もしその団体が、団体をいくつかに分けて申請してきたら、審査のなかでどのように対応すればよいのか困ってしまうかもしれない。

委員 前回申請があった、この議論のもととなった団体は、代表者が同一人物の 2 団体であったかと思う。2 つの団体の代表者は同一人物ではあるが全くの別団体で、かつ、そのうち一つは何年かごとに代表者が順番に変わっていくような団体であり、両方に補助金を交付することは問題ないという結論であった。

この改正案では、別団体として補助金の交付を受けた場合のヒアリングについて記載があるが、それが補助金の交付について可か不可かまでは触れていない。少し前の新聞に、県の体育館利用にあたり、同一人物が別団体として申請をしていたため、利用実態が同一人物に偏り問題になったという事件があった。公平性という部分では、補助金の交付先が偏った関係団体ばかりにならないように防ぐための内容にならないといけない。

委員 趣旨は汲み取れたが、ヒアリングについて触れている章のタイトルが「対象外となる団体」となっている。なので、記載の条件に合致した時点で対象から外れてしまうように見受けられるかと思う。同時申請の際の代表者や団体が同一かどうかは事務局において調べれば分かることなので、もう少し柔らかな文章にしてみてもどうか。

委員 委員おっしゃるご心配の部分はもっともだと思うが、申請を受けるとまず、事務局の方は申請の条件に沿っているかどうかをしっかりと読み込むところから始まる。応募団体も多くの資料を揃えたうえで申請が難しいという結果になるよりは、まずこのように注意を促しておけば団体側である程度、判断がつくだろうし規制が可能かと思う。

また、活動に意欲のある方はいくつもの団体を立ち上げ運営するのでそこに対する支援も大事ではあるが、この補助金の公平性の観点から考えると、同一あるいは一部が重なるような活動をしている団体に支援が偏るのではなく、なるべく多くの団体の支援に繋がるのが良いのではないかと思う。

- 委員 ヒアリングについての記載は、「対象外となる団体」のところに記載するというよりは「応募資格」の部分や、「市民公益活動団体とは？」というところに補足として記載する形ではいかがか。
- 委員 そのようにすれば、申請団体が同一代表者などの関連団体に偏ることについての規制もある程度は可能ではないか。
- 委員長 確かに、この一文を「対象外となる団体」へそのまま記載すると表現が少し強いかもしれない。申請条件としてどこが大事なのかという部分は委員の皆さん同じかと思うので、ここは表現上の工夫をお願いしたい。
- 事務局 おっしゃるとおり、対象外となる団体のところにヒアリングについての記載をすると、そもそもそれが交付対象外と受け取れてしまうので、今いただいたご意見のなかから、記載する部分と、文章についても少し練り直して掲載させていただけたらと思う。
- 委員 自分からは、何点かある。事前相談がサポートセンターで行われるのはとても良いことなので、ぜひ調整して進めていただきたい。
- ・ 4 頁の留意事項に、「団体の通常の運営に係る経費」（管理費）は補助対象外となるとあるが、この記載だと、団体が通常に運営することにかかる経費が全て対象外なのかと思えてしまう。「組織に係る費用」あるいは「管理に係る費用」という意味合いかと思うので、そのような文言を検討していただきたい。
 - ・ 現状把握において根拠資料等を求めるとのことであるが、それならば、14 頁の事業計画書の記載例は、「～と感じている」というような記載例ではなく、実態を受けての書き方が良いのではないか。
- また、根拠資料についても全て揃えて提出するのは少しハードルが高いと思った。提出までを求めるよりは、この計画書の現状把握の部分に、「〇〇によると△△である」というような、根拠がわかるような記載にさせていただく形でいかがか。
- ・ 8 頁からの審査の評価基準に詳しく解説があるのは良い。「3 予算計画に客観性及び現実性があること」に見積書を徴取しているかとあるが、「徴取」という表現があまり一般的でないので、「見積書を受け取っているか」など分かりやすい表現にご検討いただきたい。
 - ・ 9 頁に「ボランティア等の活用計画」とあるが、ボランティアの「活用」という書き方はあまり良い印象を受けず、違和感を覚える。ボランティアの活用計画をたてることは重要で、意味はわかるのだが、協力や参加などという言葉を使っていただきたい。この部分は併せて 15 頁の記載例の部分も同じように考えていただけたらと思う。
 - ・ 21 頁からのチェックリストについて、「対象外となる団体」の欄に「補助

金の交付が3回未満」とある。「未満」という言葉は小学校でも習うが、常日頃使わない方にとっては少し、勘違いする団体もでてくるかもしれない。ここは、単純に「過去2回まで」など、表現を考えていただけると良いかと思う。

- ・「団体名義」については、先程も述べさせていただいたが、「団体名」という表現に改めていただきたい。
- ・チェックリスト「事業実施にあたって」に、「交付決定後～把握している。」とある。事務局としては、ここにチェックがついて把握しているのでよし、ではなく、変更が起こった際にまず連絡が欲しいのではないかと思う。基本的に、事業面も予算面も計画を見たうえで審査しているので、交付された金額のなかで何をしても良いのではなく、変更する場合はまず事務局へ連絡をいただくことが重要なのではないかと思う。
- ・また、25頁の決算書について、これは予算も併記すると書く側にとってお金の流れが整理できて、説明しやすくなるかと思う。NPOは決算主義なので、予算をきっちり立てることにはこだわらない。とはいえ補助金の交付にあたっては予算をきちんと積み上げて積算するのが重要であり、決算の部分だけ報告をすると、どのように予算をたてたか忘れてしまう。予算を併記し決算の報告をしたらいかがかと思う。

ただ、この部分については様式なので、変更のハードルは高いことも承知している。事務局において検討していただけたらと思っている。

以上、何点か細かい内容ではあるが、団体支援を行っているなかで、現場でよくある疑問や相談の部分から、意見を出させていただいた。

事業計画等の書き方の相談に入る前に、そもそも募集案内に書いてあることがよく分からないという相談を受けることも少なくないので、もう少し優しい書き方に変えるだけで疑問点がなくなり、相談を受けるサポートセンターとしても事業内容の部分などにしっかり目を向けることができるのではと思った。沢山の意見を出して事務局には苦勞をかけるかもしれないが、せつかく変えるのであればと思い、意見させていただいた。

- | | |
|-----|--|
| 委員長 | 行政側としては、公金を交付するという観点から、説明がつくようなきちんとした資料を求める姿勢があるが、それにより書き方やルールがわからないなど、活動団体からは逆質問もできそうなので、書き方は検討の余地がありそうである。細かい部分かもしれないが、丁寧な提案である。 |
| 事務局 | 今回資料とさせていただいているものはあくまでも案なので、いただいた助言を、事務局内で整理し見直しさせていただく。 |
| 委員 | 今資料となっているものはカラー版だが、冊子として完成するときは白黒になっているかと思う。資料にボリュームがありななめ読みする方もいる |

かもしれないので、大事な部分は太文字にしたり、アンダーラインをひくなどすると良いかと思う。

また、メンバーの中で直近で補助金の交付を受けた団体であることから、ぜひ田中委員に意見を伺いたい。

委員

自分も少し前にこの補助金に応募し、3年間交付をうけることができた。団体として自走するための支援がとてもありがたかったので、是非多くの団体がこの補助金を利用することができればと思う。

市民活動サポートセンターでの相談案内が載っているのはとても良い。ここでの助言やアドバイスというのは、どの程度のものなのか。単純に、補助金の申請書類を作成したことのない人が、作成するための手順のようなものなのか。もしかすると、事務局の方がもう少し事業の内容に踏み込んだアドバイスをもらえるのではないか。相談内容が想定されているとより良いのかと思った。

また、資料1-1の2、自己申告を求めるという部分で、先程団体が2つの団体で、代表者が同じでも事業は別という時に、きちんと自己申告していたのであれば良いが、読み落としや、あまり考えたくはないが意図的に申告をしなかった場合はその時点で審査にマイナスな影響はあるのかどうか知りたい。

あとは、自分自身の苦い記憶でもあるが、予算書の記載ミスを防ぐための様式データをワードからエクセルにされるというのは、とても良いと思う。この補助金は、最大3カ年採択の可能性があるが、自分は最終年で少しチェックが甘くなってしまう、支出の想定が実際と違い、返金を行ったという過去がある。自分のようなミスを招かないためには良い仕組みだと感じた。ぜひお願いしたい。

委員長

作成側の団体も、それをチェックする事務局も、双方の負担が仕組みの面から減らせるのはとても良い。事務局から何かあるか。

事務局

サポートセンターにおける相談の部分は、どこまでの相談がサポートセンターで、どこからが事務局なのかという棲み分けをサポートセンターと整理しておきたい。また、過去に補助金の交付を受けたことについての自己申告の部分については、申告がなかった場合も踏まえて検討をしていく。予算や決算のエクセル様式については、団体さんは皆活動に一生懸命で忙しいので、どうしてもミスが発生する可能性がある。その部分の負担解消のためにエクセルに関数を入れるなどし、ミスを防ぐ仕組みを作っていけたらと思う。

委員

21頁のセルフチェックリストだが、対象外となる団体のところに、過去の補助金交付が3回未満と書いてある。補助金は3回まで受けられるが、こ

の記載だと3回未満の団体は対象外と受け取ってしまう。

加えて、その下の欄には過去に別名義で交付を受けたことがある団体は地域コミュニティ支援課に伝える、とあるが伝えると対象外となってしまうのか。この文章は、書き方を良く考えた方が良い。

委員長 確かに、読み方によってかなり誤解を与えてしまう文章かもしれない。こちらはよく検討していただきたい。

委員 わかりやすくするために丁寧な説明を加えたりするなかで、どうしても字数やページ数が増えてしまうが、皆が皆、この募集案内を読み込んで作成できるのか、というそもそものところの公平性が気になった。

自分はそういったジャンルの研究をしているので、その視点で突き詰めていくと、資料を読み込むことや作成できるという部分においてはどうしてもハードルがあがってしまい、最終的には知識や学歴のある方しかこのような助成の恩恵が受けられない社会になってしまう。市民活動を活性化させるには、いかにその部分のハードルを下げるかというのもひとつ考えていけたらと思う。もちろんこれは総論で、今回の改正に反対しているわけではない。ただ、読みやすくなるよう、資料やチェックポイントは別紙にするなど、「つくり」を考えていただけると良いかもしれない。

委員長 確かに、「まずはこれを読んでみて」というような抜粋版があっても良いかもしれない。

しっかり読んでいただいて、補助金として採択に繋がる審査のための情報収集が審査側でもしやすいような、あるいは不正的なことがないかどうかのチェックは様々あるので、そこは作りかたで考えていけたら良い。

分厚い募集案内で、見た目では応募意欲がなくなってしまうとチャレンジの芽を摘んでしまうことになり勿体ない。

委員 2ページの冒頭、「1応募資格」のところに要件が記載されているが、この中に非営利性について触れている部分がない。逆にとれば、ビジネスの団体、例えば書かれている4つの項目全てに該当する株式会社からの応募があった場合はどのような対応になるのか。

現在、法人格の種類もさまざまあるうえに、0円配当の株式会社があったり、公益型で運営している一般社団法人もある。今後、そのような法人が申し込んできた際にどのように取り扱うのかを、予め議論しておいた方が良いかと思う。

自分は一般社団法人を運営しているが、完全非営利型・共益型・株式型など種類があり、この違いは定款を良く読み込まないと分からない。

先程議論された2団体同時応募への対応のようなレベルで、何かあったときのために理論武装しておいたほうが良いかと思う。

委員長 事務局	ちなみに事務局としては現在、どのように対応予定なのか。 実は過去に、株式会社の応募を受け付けている。株式会社であっても公益性のある活動であり、諮問を受けて審議会で審査していただいた結果であれば、補助金の交付は認められる。ただ、今後さまざまな団体の形態が想定されるので、その点も考えていけたらと思う。
委員 事務局	暴力団等の排除など記載したほうが良いかもしれない。 直接的な表現はしておらず、2頁の「(3)その他公序良俗に反する…」の部分で読みとっていたが、伝わりにくいようなので、表現を考えていきたい。
委員長 事務局	現時点でとても沢山の意見があったが、次回の審議会でまとめる流れか。 この補助金の募集が10月に始まるので、今回いただいたご意見を事務局において検討させていただき、10月の募集開始を楽しみにしていただけたらと思う。
委員長	では、今回いただいたご意見をもとに、事務局において改定をお願いしたい。

5 報告事項

市民協働推進補助金・市民協働モデル事業 令和7年度活動報告会について

事務局	(資料2を説明)
委員	筆ロックは昨年度、事業が実施できなかったとのことだが、補助金の交付回数としては1回と数えるのか。
事務局	事業実施は残念ながらできなかったが、交付決定され実際に交付されているので、1回となる。
委員	自分を含めコメンテーターは審査の段階から事業内容を見ている。県の関連セクションからのコメンテーター招聘は、どのような意図なのか。 報告会はそもそも非常に凝縮された部分しか見て取れない。全ての資料を審査の段階から見ている委員は、報告を聞いてより良くするためのアドバイスやフォローが可能かと思うが、個人的には、いきなり来られた県の方が専門的なアドバイスができるのかは疑問を感じる。
委員	県の関連部署ではあるが、補助金そのものの部署とは少し違うかと思う。 もし来ていただけるなら、県のサポートセンターについてのお話などをしていただけたら良いかと思う。
委員	こう言うては何だが自分は、県の方が、横須賀の市民活動を見たり知ったりしていただく意味合いが強いのかなと思った。
委員	横須賀市は、コミュニティカレッジや出張セミナーなど、県が行っている事業にコミットする点がいくつかあるので、自治体同士の交流の意味合い

- は強いかもしれない。また、補助金の活動についてのコメントよりは、県のサポートセンターや基金のお話をさせていただくのが良いかと思った。
- 事務局 確かに、県のボランティアサポート課とは現在協働で行っている奨励金事業の関連などで関係性が築けているため、今回お声をかけさせていただいた。先方の課長は、普段から団体の活動に直接触れる機会があまりないとのことであったので、現場を知る良い機会が提供できるのではと考えたが、業務の都合もありまだ正式な回答はいただけていない。
- 委員長 委員側のとらえ方と、行政の立場とでいろいろな側面があるかと思う。委員が団体に直接コメントできる機会としては大事にしたいなかで、当日は時間に限りがあることから、ぜひうまく調整していただけたらと思う。公開で行われる報告会なので、コメンテーターの委員以外にも、お時間の許す委員は是非ご参加いただけたらと思う。

6 審議事項

(非公開)

7 その他（連絡事項）

【事務局から】

- ・ 条例指定特定非営利活動法人アクションおっぱまの解散についてお知らせ。
- ・ 「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を行き入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例」第 3 条及び第 9 条の規定に基づく申し出について、相談状況の報告及び更新予定の法人がないことから、専門部会の開催調整について連絡。
- ・ 市民公益活動人材育成研修受講奨励金制度についての周知等に関する事務連絡。

8 閉 会